

令和元年 7 月 17 日

ペダルなし二輪遊具による子どもの事故に注意！

—道路や坂道では乗らないこと、ヘルメットを着用することを徹底しましょう—

幼児の乗り物型遊具「ペダルなし二輪遊具」は、自転車に乗る前の幼児がバランス感覚を養える遊具として人気です。ただし、ペダルがなく、ブレーキもないものがほとんどのため、思わぬ転倒等による事故が増加傾向にあります。

消費者庁には、ペダルなし二輪遊具に関する7歳以下の事故情報が平成22年12月から平成30年度末までに106件寄せられています。事故発生場所別に見ると、一般道路での事故が半数近くを占め、公園内も含め坂道で発生している割合も5割以上でした。

平成30年1～2月に徳島県内の保護者2,752人を対象に実施した「子どもの事故防止調査」の結果では、「道路では使用しない」との回答が4～6歳の保護者の約7割、「ヘルメットを着用する」との回答が1～3歳の保護者の約6割にとどまっています。

「道路で使用しない」、「ヘルメットを着用する」ことはもちろん、「坂道では乗らない」、「子どもだけで遊ばない」といった点にも注意しましょう。また、「使用する前に緩みがないか確認する」、「点検や自転車に変える際には、必要に応じて自転車専門店に依頼する」ようにしましょう。

1. 「ペダルなし二輪遊具」とは

- ・ 幼児用自転車と異なり、ペダルとクランク¹、チェーンがありません。
- ・ 幼児が自分でバランスを取りながら、地面を足で蹴って進みます。
- ・ 自転車に乗れるようになる前に、遊びながらバランス感覚が養える乗り物型遊具です。
- ・ ブレーキが取り付けられていないものが主流です。
- ・ 対象年齢はおおよそ2、3歳から5、6歳の自転車に乗れるようになる前までとされています。
- ・ トレーニングバイク、ランニングバイクなどといった名称で呼ばれている場合もあります。



¹ 「クランク」とは、ペダルが付いている偏平な形の金属の棒で、このクランクが回転することによってチェーンが動き、後輪を回す動力となる。

2. ペダルなし二輪遊具による子どもの事故情報

(1) 事故情報の概要

消費者庁には、医療機関ネットワーク事業²を通じて、ペダルなし二輪遊具に関する事故情報が平成22年12月から平成30年度末までに106件寄せられており、消費者庁が平成24年4月に注意喚起を、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」といいます。）が平成26年7月に坂道におけるペダルなし二輪遊具の事故を再現し、注意を呼び掛けた後も、事故は増加傾向にあります（図1）。

年齢別に見ると、3歳児が43件で全体の約4割と最も多く、それに続く2歳児（27件）と4歳児（26件）を含めると9割を超えています（図2）。

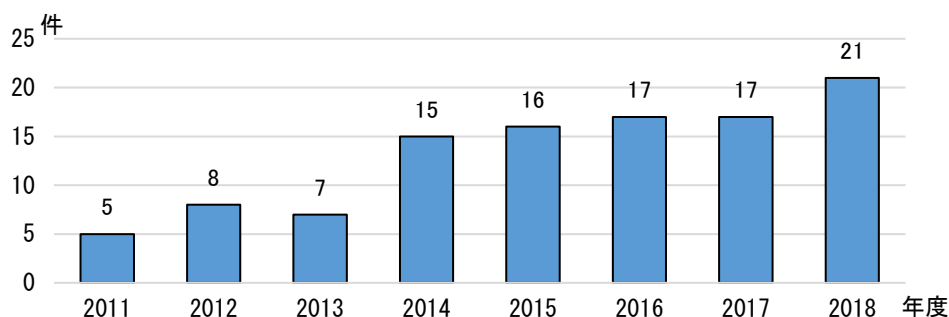
危害の内容では、擦過傷・挫傷・打撲傷が9割近くと圧倒的に多くなっていますが、骨折も6件ありました（図3）。

危害を受けた部位としては、顔が全体の2/3を占め、頭部と合わせると、首から上で約8割となっています（図4）。4歳以下では頭部と顔の割合が高く、重心が頭部寄りにあり、頭から落ちやすいためと推測されます。

受診した際の処置見込みを見ると、即日治療完了が約4割ですが、通院を必要とする事例が半数近く、また入院を必要とする事例も3件ありました（図5）。特に4歳以下では、年齢が低いほど即日治療完了の割合が低く、治療に時間を要したようでした。

事故の発生場所を見ると、一般道路で発生した事故が50件とほぼ半数で（図6）、そのうち36件は坂道で発生していました。それに加えて、公園内の坂道15件及びその他の場所も含めると、54件が坂道で発生しており、事故の半数以上に当たります。

図1 事故件数の推移



* 2010年度は事故件数0件（2010年12月～2011年3月）

² 「医療機関ネットワーク事業」とは、参画する医療機関（令和元年6月時点で24機関が参画）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業。（平成22年12月運用開始）。ただし、医療機関数は変動している。件数は本件のために消費者庁が特別に精査したもの。ただし、ペダルなし二輪遊具のみを対象とし、ペダルなし三輪遊具は除く。

図2 年齢別事故件数

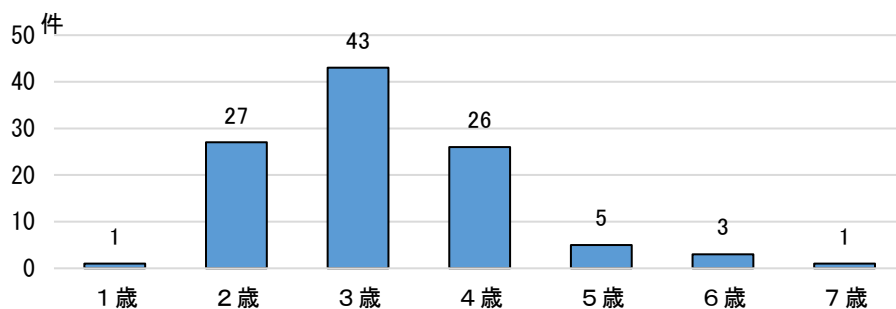


図3 危害の内容

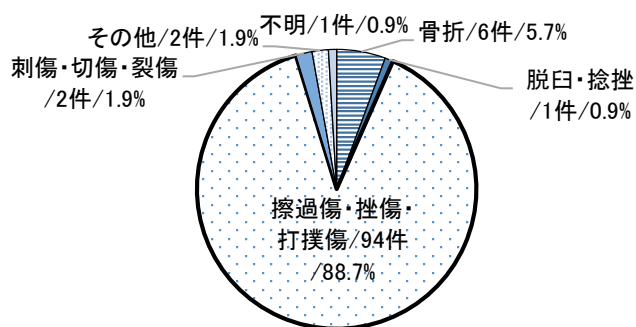
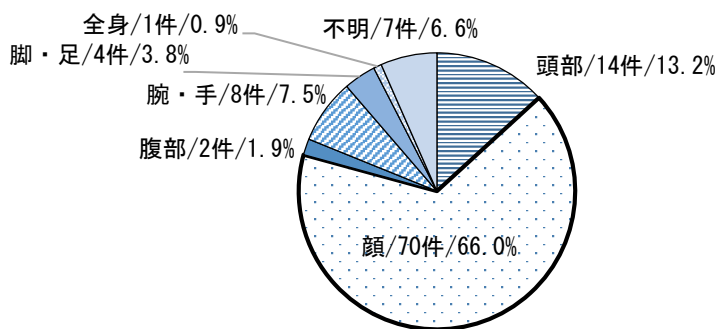


図4 危害を受けた部位



- * 「顔」：顔面、眼、口・口腔・歯、鼻・咽頭
- * 「腕・手」：上腕・前腕、手掌・手背、手指
- * 「脚・足」：大腿・下腿、足首から先

図5 処置見込み

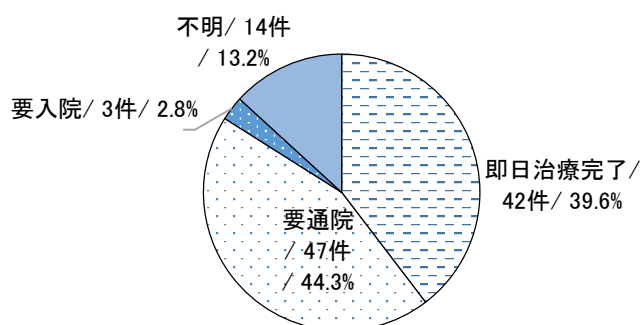
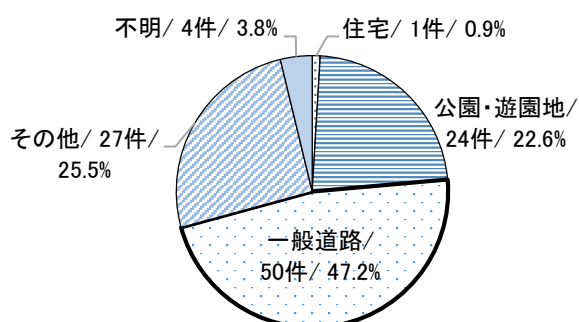


図6 事故発生場所



(2) 主な事故事例

【事例1】

ヘルメットは装着していたが、道路で乗っていた。坂を下りているときに止まれず電柱で顔面を打撲した。下唇が腫れ上がり出血。上の歯ぐきも出血。

(平成31年1月、4歳、即日治療完了)

【事例2】

下り坂を走行中、道路の凹みに引っかかって、止まれず頭から地面に激突し、その勢いで前方に1回転した。おでこに1センチ程度の切り傷、唇が腫れ上がり、左腕と右膝に擦り傷。ヘルメットは装着していた。

(平成30年4月、3歳、即日治療完了)

【事例3】

ヘルメットを着用せず、道路で乗っていた。歩道を走行中、交差点で止まろうとした際によろけて右側に転倒。その際に走行中の自転車のスタンドに右側頭部を打撲した。頭部の切り傷を1針縫合。

(平成30年3月、2歳、要通院)

【事例4】

マンションの中庭で遊んでいて、乗ったまま、階段を滑り降り、10段滑落。最後で前方に転倒し、頭部を打撲した。地面はタイルが敷き詰められていた。ヘルメットは未装着。嘔吐したり、意識がなくなったりということはなかったが、眉間を5針縫合。ヘルメットを装着していれば防げたと考えられる。

(平成30年7月、4歳、要通院)

【事例5】

公園のコンクリートの坂道を下っていたときに転倒。顔面からコンクリートの地面にぶつかった。すぐ泣いて、嘔吐や意識消失はなかった。ヘルメット着用なし。おでこに5cmほどの腫れ。おでこ、上唇、左腕、左膝に擦り傷。

(平成30年5月、2歳、要通院)

3. 事故に対する意識や実態

平成 30 年 1～2 月に徳島県内の 0～6 歳児の保護者等を対象に実施した「子どもの事故防止調査」³の結果より、ペダルなし二輪遊具の所持率、事故の危険性に対する意識、事故対策の実態を子どもの年齢別に見ます。

ペダルなし二輪遊具の所持率は 1 歳児では 5 割以下ですが、2 歳以上になると 7 割程度となります（図 7）。以下、ペダルなし二輪遊具を所持していると回答した人について、意識や実態を見ていきます。

お子さんに転倒事故が起こるかもしれないという危険性について、「気にしていた」又は「やや気にしていた」と回答した割合は、いずれの年齢でも 5～6 割にとどまっています（図 8）。

事故の対策について、「道路では使わない」と回答したのは 4～6 歳のいずれの年齢でも約 7 割であり、残りの約 3 割は道路で乗っていることとなります（図 9）。

ヘルメットの着用率を見ると、年齢が上がるにつれて、少しずつ高くなっているものの、着用しているのは約 6 割程度にとどまっています（図 10）。

図 7 所持率

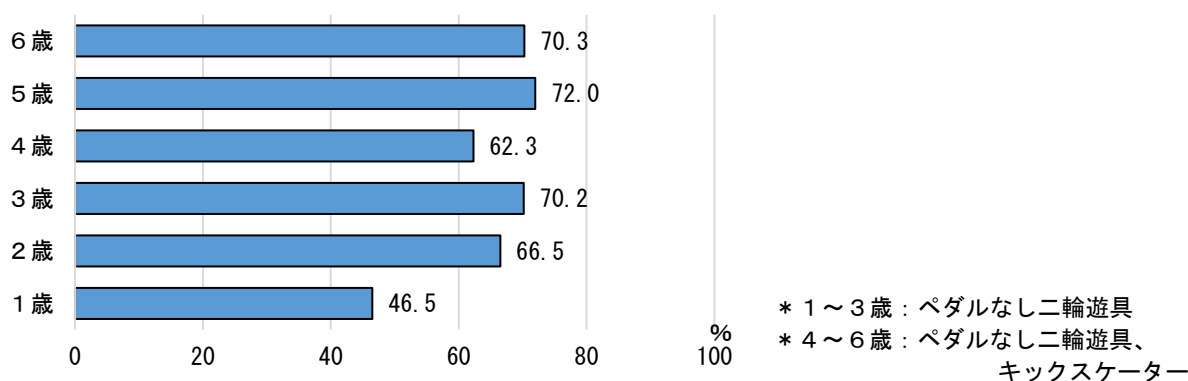
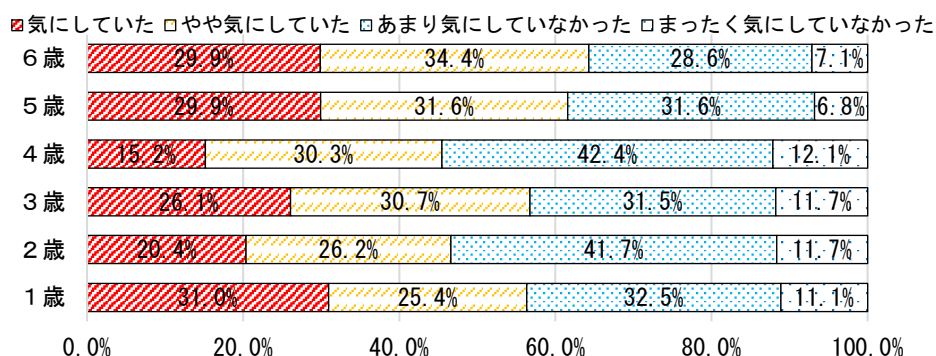


図 8 事故の危険性（転倒）



³平成 29 年度子どもの事故防止調査結果について https://www.caa.go.jp/future/project/project_006/

徳島県内(徳島市、鳴門市、阿南市、美馬市、藍住町、北島町、松茂町)の 0～6 歳児の保護者又はこれから保護者になる方や保育士を対象として、事故防止に向けた保護者等の知識や意識、行動を把握するとともに、関係機関などで実施されている取組についてアンケート・ヒアリングを行った。有効回答数は 1～3 歳児の保護者は 929 人、4～6 歳児の保護者は 518 人。

図9 事故の対策／道路では使わない

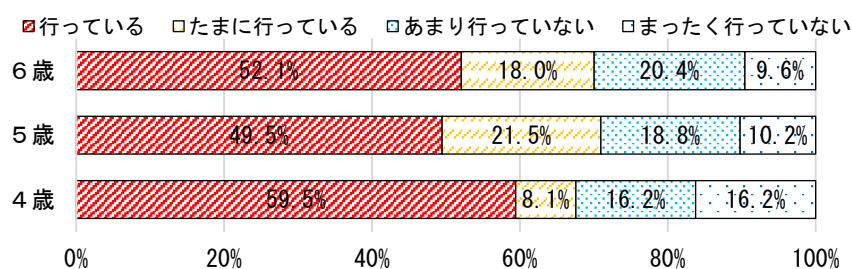
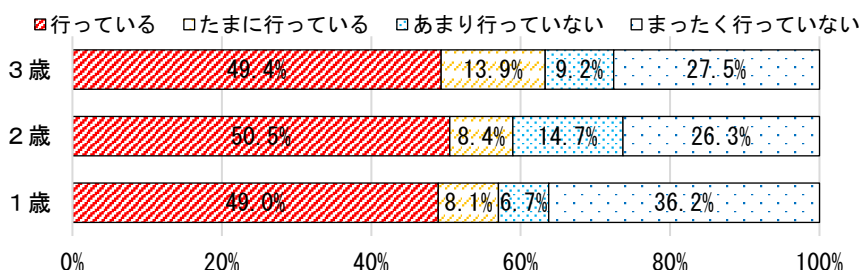


図10 事故の対策／ヘルメットの着用



4. 事故を防ぐためのアドバイス

① 道路で使用しない

この遊具は、ペダルがないため、道路交通法で定められた自転車には該当しません。歩行者や自転車との接触・衝突などの危険性があるばかりでなく、自動車との大きな事故につながることも考えられます。道路での使用は絶対にやめましょう。

② 坂道など危険な場所では絶対に使用しない

公園や広場であっても、坂道や傾斜のある場所での走行はやめましょう。予期せぬスピードが出るため、転倒する危険性が高まります。その他、段差や階段及びその近く、滑りやすくなっている場所、水辺など危険な場所では使用しないでください。取扱説明書や本体の注意表示をよく確認しておきましょう。

③ ヘルメットを着用する

転倒した場合の頭部への衝撃やケガを減らすために、幼児用ヘルメットを着用してください。さらにグローブやプロテクターなどの保護具も併用するとともに、裸足やサンダルでなく靴を履くようにしましょう。

④ 子どもだけで遊ばない

必ず保護者が立ち合い、子どもから目を離さないようにしましょう。

⑤ 使用する前に部品に緩みやがたつきなどがいないか、確認しましょう

長期間使用しているうちにハンドルやシート、タイヤやホイールなどの部品の緩みが発生する場合があります。走行中に部品が外れてしまうと、重大な事故につながります。充分チェックしましょう。

⑥ 定期点検だけでなく、自転車として使用する際⁴には、念のため販売店や自転車専門店に作業を依頼しましょう

定期的に点検して、常に安全に使用できるようにしましょう。特に、中古品を譲ってもらったり、年下のお子さんが久しぶりに使用するような場合には、十分に検査しましょう。また、ペダルとクランク、チェーンなどを取り付ける際にも、必要に応じて販売店や自転車専門店にて行うと安心です。

5. 参考

消費者庁「ペダルなし二輪遊具の事故防止について」（平成 24 年 4 月 4 日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/120404kouhyou_1.pdf

国民生活センター「ペダルなし二輪遊具による坂道の事故に注意 ー衝突や転倒により幼児がけがを負う事故が発生ー」（平成 26 年 7 月 3 日）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140703_1.html

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

尾崎、朝倉

TEL : 03 (3507) 9200 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>

⁴ ペダルとクランク、チェーンをつけて、自転車としても使えるペダルなし二輪遊具もある。